

令和8年5月1日  
高崎信用金庫

お客さま各位

## 群馬県内信用金庫における成年後見制度関連手続の共通化について

高崎信用金庫（高崎市飯塚町 理事長 片山政明）は、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫と、成年後見制度関連手続に関する取扱いを下記のとおり共通化いたしますのでお知らせします。

当金庫では、今後もお客さまの利便性向上に向けたサービスの提供に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 成年後見制度関連手続を共通化する信用金庫

桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫  
しののめ信用金庫、高崎信用金庫

#### 2. 実施日

令和8年7月1日（水）

#### 3. 共通化の目的

成年後見制度関連手続において、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化します。

#### 4. 共通化の概要

- (1) 「成年後見制度に関する届出書」等の書式の共通化
- (2) お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

#### 5. その他

本件は成年後見制度に関する手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各信用金庫への書類の提出は必要となります。また、お取引内容によっては、信用金庫ごとにお手続きが一部相違する場合がございます。なお、当金庫ではキャッシュカードの発行につきましても対応しておりません。詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

高崎信用金庫 事務管理部 TEL 027-360-3442

以 上